令和２年度若手研究者活動支援制度 募集要領

公益財団法人国際エメックスセンター（以下「エメックスセンター」という。）は、設立趣旨で国際的かつ学術的な交流を推進し、調査研究の実施・活動に対する支援を行うことにより、閉鎖性海域の環境保全および自然との持続可能な共生社会の構築に寄与することを目的として活動しています。

本事業では、「若手研究者活動支援制度設置要綱」に基づき閉鎖性海域の環境保全に資する研究に取り組む優れた若手研究者を育成支援することを目的として、大学・研究機関等における研究に助成を行います。

１． 対象者

助成対象者は、次に掲げる国内の研究機関等に所属し、令和２年４月１日時点で満４５歳以下の若手研究者（以下「研究者」という。）とする。

（１） 地方公共団体の試験研究・技術開発機関
（２） 学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校及びその附属研究・技術開発機関
（３） 独立行政法人の試験研究・技術開発機関
（４） その他の非営利法人（研究・技術開発に関する業務を行うものに限る。）

２． 公募する注力課題

「豊かな沿岸海域生態系のあるべき姿を明確にする」

サブテーマ

（１） ダムを含む河川からの砂・栄養物質供給の歴史的変遷と、その影響下にある沿岸生態系の変遷の関係を明らかにする。
（２） 海岸・港湾堤防などの人工構造物や埋め立て、浚渫・海砂利採取などによる、浮遊・付着・底生生物を含む物質循環動態の変化とその時系列変化を含め明らかにする。
（３） 養殖場のある海域とない海域の、浮遊・付着・底生生物を含む物質循環動態の違いを明らかにする。

なお、研究の趣旨は、別紙資料に掲載しています。

３． 助成額

１件あたり３００万円を限度とし、審査により助成額を決定する。

４． 募集期間

令和２年４月１日から４月３０日まで

５． 助成期間

令和２年４月１日から令和３年３月３０日まで

６． 選考方法

（１）応募された研究助成申請書は、研究員会議において審査を行った上で採否を決定する。

（２）選考結果は、令和２年５月中旬～下旬（予定）に決定後、研究者に通知する。

７． 研究報告等

採択された研究者(以下「採択者」)は、研究成果報告書を作成し、令和３年３月末までに提出する。また研究成果はエメックスセンターが開催する成果発表会(令和３年４月予定)において発表する。なお、エメックスセンターは、採択者に対して、設定されたテーマに整合して研究が行われるよう随時、研究状況の報告を求めるとともに、助言を行うこととする。

８． 提出書類等と提出方法・期限

（１）提出書類等

① 申請書 １部

② １.(4)の非営利法人の場合、法人登記簿謄本の写し及び令和元年度事業活動報告 １部

（２）提出方法及び期限

①提出方法は、e-mail又は郵送、宅配便のいずれかとする。

② 提出期限は、令和２年４月３０日（木）必着。

（３）提出先

(公財)国際エメックスセンター

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通１－５－２ 人と防災未来センター東館５階

ＴＥＬ：078-241-7720 ＦＡＸ：078-241-7730

Ｅ-ｍａｉｌ：owa@emecs.or.jp

９． 申請書

申請書は、センターのホームページ＊より様式をダウンロードして使用すること。

＊http://www.emecs.or.jp/kenkyu/

１０．提出にあたっての留意事項

（１）書類の提出に当たっては、用紙サイズはＡ４版とし、原本がＡ４サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い、必ずＡ４サイズで統一すること。なお、応募書類は返還しない。

（２）メールにより提出する場合には、１つの研究課題が１つのファイルに収まるように作成すること。なお、メール送信後、電話にてメール送付の旨連絡すること。

（３）メールにより提出する場合には、ファイルサイズは２ＭＢ以内とすること。

（４）電子データファイル形式は、ＷＯＲＤ形式、ＥＸＣＥＬ形式又はＰＤＦ形式のいずれかとし、使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないこと。また、添付書類がある場合は、申請書に添付すること。

（5）字数制限を遵守すること。
（6）応募書類に著しい不備が認められる場合は、応募を無効とする。
（7）所要経費の積算内訳は可能な限り明瞭に記載し、所要経費の積算内訳に記載した事項について、その用途等を研究の方法に具体的に記載すること。
（8）この募集要領の基準となる若手研究者活動支援制度設置要綱が定められているので、この要綱に定められた事項も尊守すること。

なお、助成金の交付は、原則として申請者の所属する機関に交付されるので、申請に当たっては、所属する機関の承認を得ること。

11．助成の対象となる費目

助成対象となる経費は、直接研究に支出する経費に限り、助成期間内に支払いが完了し、その事実を証明できるものに限る。

(1) 直接費

① 人件費

・賃金

資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、当該研究の遂行に必要となる人員を研究機関が雇用する者（常勤研究者、非常勤研究者等）の賃金が助成対象。

・謝金

研究協力者に支払う経費が対象。研究者及び共同調査研究者に支払う経費は助成対象外。また相当期間を継続的に雇用する場合に支払う経費も謝金としては、助成対象とはならないが、研究機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金として計上することができる。

② 旅費

研究を実施するために必要となる調査又は本研究成果の発表（研究者本人）を行うための国内旅費が助成対象。ただし、旅費については、原則、学会等での情報収集、聴講のみの参加の経費は助成対象外。

③ 研究費

・消耗品費

事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌(定期購読の雑誌は除く)、コンピュータソフト(汎用ソフト(文書作成ソフト表、計算ソフト、その他のソフト、映像・画像・音楽編集加工ソフト、図鑑等)を除く)等長期使用に適さないものの経費。

・印刷製本費

文書、図面、報告書等の印刷、製本（華美な装丁でないもの）に要する経費。

・通信運搬費

切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本研究に使用した料金であることが証明できる経費。

・光熱水料

電気、水道、ガス料金であって、本研究に使用したものであることが証明できる経費。

・借料及び損料

機械器具・実験施設のリース、会場使用に要する経費。ただし、研究者等の所属する機関等の所有する損料等は助成対象外。

・会議費

会議等の茶菓子弁当代で、１人１日当たり千円が限度。なお、会議に使用する資料の印刷に関する経費は印刷製本費、会場使用に関する経費は借料及び損料に計上する。

・雑役務費

コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が助成対象。

(2) 委託費

研究に直接必要となる経費で、研究者等が実施することが不可能な調査等について他の調査研究機関等に委託して実施するための経費。

原則として、委託費の合計額が全体経費の２分の１を超えないこと。ただし、特段の理由により研究員会議の承認を得た場合はこの限りではない。なお、委託費を計上する場合は、その内容等をできる限り詳細に申請書へ記載すること。

12. 助成対象外の費目等

(1)直接経費のうち交付対象とならない経費の例

① 退職金、ボーナスその他の各種手当、研究者が雇用する職員の給与等の人件費
② 机、椅子、複写機等研究者が所属する機関で備えるべき設備を購入するための経費
③ 冷蔵庫、汎用ＰＣ及びその付属機器等（プリンター、ハードディスク等）、研究終了後も長期に反復使用が可能な備品類
④ 学会等出席のための旅費・参加費で、申請した研究課題発表を行わないもの（情報収集等）
⑤ 研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
⑥ その他、研究の実施に関係のない経費

（2）その他の留意事項

① 研究の実施にあたって、不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）があったと認定された場合、助成金交付の中止等、必要な措置を講ずる。
② 所要経費支出の妥当性も含めて審査しているため、予定額内訳（直接費（①人件費、ロ②旅費、③研究費）及び委託費）の２割を超える流用は認めない。（ただし、研究の進行状況で大幅な変更があり、事前に事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。）